

議案第 92 号

多可町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

多可町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町農業集落排水処理施設条例（平成17年多可町条例第188号）の一部を次のように改正する。

別表中「

加美北地区 農業集落排水処理施設	多可町加美区奥豊部250番地	門村、杉原、奥豊部の内 処理場に排水可能な地域
二宮地区 農業集落排水処理施設	多可町加美区西脇18番地	熊野部、多田、奥荒田、的 場、寺内、西脇の内 処理場に排水可能な地域
加美中地区 農業集落排水処理施設	多可町加美区熊野部、多 田310番地	豊部、熊野部、多田の内 処理場に排水可能な地域

」を「

加美中地区 農業集落排水処理施設	多可町加美区熊野部310番地	門村、杉原、奥豊部、豊 部、熊野部の内 処理場に排水可能な地域
二宮地区 農業集落排水処理施設	多可町加美区西脇18番地	熊野部、多田、奥荒田、的 場、寺内、西脇の内 処理場に排水可能な地域

」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

多可町農業集落排水処理施設条例の新旧対照表

現 行			改 正		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
(略)			(略)		
<u>加美北地区</u> <u>農業集落排水処理施設</u>	<u>多可町加美区奥豊部250番地</u>	<u>門村、杉原、奥豊部の内</u> <u>処理場に排水可能な地域</u>	<u>加美中地区</u> <u>農業集落排水処理施設</u>	<u>多可町加美区熊野部310番地</u>	<u>門村、杉原、奥豊部、豊部、熊野部の内</u> <u>処理場に排水可能な地域</u>
二宮地区 農業集落排水処理施設	多可町加美区西脇18番地	熊野部、多田、奥荒田、的場、寺内、西脇の内 処理場に排水可能な地域	二宮地区 農業集落排水処理施設	多可町加美区西脇18番地	熊野部、多田、奥荒田、的場、寺内、西脇の内 処理場に排水可能な地域
<u>加美中地区</u> <u>農業集落排水処理施設</u>	<u>多可町加美区熊野部、多田310番地</u>	<u>豊部、熊野部、多田の内</u> <u>処理場に排水可能な地域</u>	_____	_____	_____
(略)			(略)		